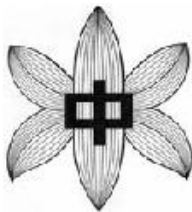


保護者のための古江台中学校ガイドブック

学 校 案 内

# 古中なび



令和7年（2025年）度

吹田市立古江台中学校

〒565-0874

TEL

FAX

吹田市古江台1丁目1-1

(06) 6832-0012

(06) 6832-1132

<b>1. 古江台中学校ってどんな学校？</b>	<b>1</b>
本校の教育目標・方針・本校のあゆみ	・・・1
特色ある取組	・・・2
<b>2. 教育課程</b>	<b>4</b>
本校の教育課程（授業時数・全体構図・総合的な学習）	・・・4
古中ブロックの取組（ABC運動・授業規律・100冊の本）	・・・6
<b>3. 学校生活</b>	<b>7</b>
生徒数・クラブ活動・校時表	・・・7
主な年間行事	・・・8
規則正しい学校生活を・学習について	・・・10
保護者の皆様へお願い・何かあったら相談を	・・・11
制服・体操服等の指定業者について	・・・12
校舎配置図	・・・13
子どもたちの健康のために（保健室から）	・・・14
欠席や遅刻について・災害時の対応（台風・地震）	・・・17
いじめ防止基本方針	・・・18
<b>4. 学校徴収金について</b>	<b>20</b>
学校徴収金について	・・・20
<b>5. 転出について</b>	<b>22</b>
転出手続き・転出手続きの流れ・指定校変更・区域外就学	・・・22
<b>6. 学生割引証の発行について</b>	<b>22</b>
学生割引証の発行について	・・・22
<b>7. 就学援助費制度について</b>	<b>23</b>
就学援助費・医療券（医療費援助）について	・・・23
<b>8. 古中よくある質問（FAQ）</b>	<b>24</b>
古中よくある質問（FAQ）	・・・24
<b>9. PTA活動について</b>	<b>26</b>
組織図・活動内容	・・・26
規約	・・・27
<b>吹田市の教育</b>	<b>33</b>
わか <sup>まち</sup> 都市すいたの教育ビジョン・人権教育の推進について	・・・33
不登校ポータルサイトについて	・・・34

# 1. 古江台中学校って どんな学校？

## **本校の教育目標・方針**

### ☆ 学校教育目標

- 1 自主・自律の精神を養い、協力実践する生徒の育成
- 2 豊かな心情を持ち、身体的・社会的に健康な生徒の育成
- 3 基礎的な学力を身につけ、勤労を尊び、創造性豊かな生徒の育成

### ☆ めざす学校像（教育方針）

- 1 生徒が学ぶ喜びを知り、「学校に行きたい」と瞳を輝かせる学校
- 2 保護者・地域から信頼され、ともに歩む学校
- 3 時代の変化に迅速に対応できる学校
- 4 教職員がお互いを尊重し、協力し合い、希望と誇りを持って働く学校

### ☆ 教育目標実践のための学校目標

- 1 人権意識を持った豊かな人間関係の育成
- 2 基礎・基本の学力の定着と言語活動の充実
- 3 個に応じた指導の充実など、きめ細やかな指導の徹底
- 4 達成感を味わえ、自信を持たせる教育
- 5 たくましく生きるための健康や体力を持った生徒の育成

### ☆ 学校経営方針

#### 『みんながみんなでおもしろくする学校』

- 1 「主体的」に考え、行動し、「対話」を行える学校
- 2 生徒・教職員をよく知り命を守る学校
- 3 時代の変化に迅速に対応できる学校
- 4 不易も流行も受容し、成長する学校
- 5 環境が整った学校

## **開校したのはいつですか？**

昭和47年（1972年）です。開校前は古江台地区の人は青山台中学校に、津雲台地区の人は高野台中学校に通学していました。本校が開校したとき、2・3年生はそのまま青中、高中に残りました。従って第1回卒業式は昭和50年（1975年）3月となりました。

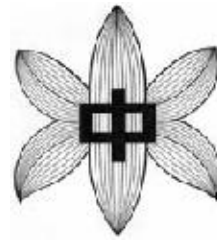
最初の1年生は、入学後しばらくは現在のテニス・コートに建てられた仮設校舎での授業を受けました。現在の校舎が完成し新校舎で授業が始まった日が6月26日。その日を創立記念日としています。

## **学校の敷地はどれくらいあるんですか？**

建物敷地と運動場を合わせて、約43,700㎡あります。これは甲子園球場のグラウンド部分（14,700㎡）の約3つ分。吹田市内の小・中学校の中で、最も敷地の広い学校です。

## **校章はどうやって決められたのですか？**

保護者の安田巖氏の考案によるものです。笹の葉をバックに、中学校の中の字を浮き彫りにしています。千里丘陵の名物の竹と笹にちなみ、どんな逆境にも根強く、たくましく育ってほしいとの願いが込められています。



## **校歌はどうやってできたのですか？**

昭和47年（1972年）4月8日 校歌作成委員会を発足させ、同年6月7日、生徒、教職員、保護者より作詞公募し、優秀作品から選ばれたのが松本 最氏の現校歌です。作曲については1年生の原田隆子さんの作品が選ばれ、歌詞・作曲ともに選考委員会等で若干の修正をしました。そのため、「古江台中学校制定」とし当選者名とはしませんでした。

昭和47年（1972年）11月21日市民会館にて第一回文化祭の日に披露されました。

## **学校の様子が日々分かるものはありますか？**

学校ホームページに古江台中学校についての情報が掲載されています。ホームページには、右のQRコードからアクセスしてください。また、ホームページ内に、学校ブログ「古中日記」があります。古江台中学校の日々の様子を随時更新しています。

「古中日記」は、個人情報保護のため、中学校の保護者・生徒・教職員の限定配信となっておりますので、以下のIDとパスワードを入力してご覧ください。



古江台中学校 HP

「古中日記」 ユーザー名：sepianoike  
パスワード：6832@furu

## **特色ある取組はありますか？**

### **（1）「こ小中連携」を進めています**

校区の2小学校（古江台小と津雲台小）及び認定こども園（はぎのきこども園）と連携した取り組みを進めています。小学校・中学校での授業研究や園児・児童・生徒理解のための取り組み、夏季休業中と3学期の合同研修会を開催したりしています。こ小中の15年間で子どもたちにしっかりした学力・人間力を身につけてもらいたいという姿勢で取り組んでいます。

### **（2）地域交流室を設け、地域の方との交流の機会を設けています**

校舎内に地域交流室を設けて地域の方々に来ていただき、「囲碁」を通じた交流を進めています。単に囲碁の腕前を上げるだけでなく、経験豊かな地域の方々とのふれあうことにより、子どもたちに挨拶や礼儀などの「人間教育」をしていただいています。そうした成果が現れて、平成19年度小中学校囲碁団体戦大阪府大会で準優勝し、東京で開かれた全国大会に出場を果たしたこともあります。

### **（3）環境に配慮しています**

ビオトープ（ドイツ語でBioは「いのち」topは「場所」という意味。生態系が観察できる空間）が平成16年度に生徒たちの手で作られました。また、ビオトープの水の循環のための電源を確保するために、地域やPTAの協力を得て、平成17年度の末に太陽光発電の設備もできました。こうした取り組みが評価されて平成19年に「全国小中学校ビオトープ・コンクール」で銀賞を受賞しました。

### **（4）ICタグを使った登下校メール（ミマモルメ）を導入しています**

ICタグを持った生徒が正門、通用門を通過すると、保護者の携帯電話等にメールでお知らせするシステムを導入しています。（希望者のみ・有料）ご希望の方は、案内を配付しておりますので、4月になりましたら、登録をお願いいたします。なお、学校からのお知らせについては、吹田市で欠席等の連絡で使用している「さくら連絡網」のメッセージ機能を利用しています。

### **(5) 春と秋に「オープンスクール」を開催しています**

本校の日常のありのままの姿を見ていただくため、春と秋の2回「オープンスクール」を実施しています。オープンスクール期間中は自由に授業や校内の様子をご覧になれます。秋のオープンスクール期間中には、小学校の保護者にも参加していただいています。

### **(6) 活発で参加しやすいP T A活動が行われています**

本校ではP T A活動が活発に行われています。体育祭などの学校行事の当日には、公募による校内外の清掃活動も行っています。P T A新聞は年3回発行され、吹田市P T A協議会の「P T A新聞コンクール」で「優秀賞」や「優良賞」を受賞するという栄誉に輝いています。

### **(7) 花いっぱい、緑豊かな学校です**

古中の中庭などにはいつも季節の花が絶えることがありません。樹木や草花を育て維持する活動には、生徒達が感性豊かな心を持ち、健やかに育てほしいという願いが込められています。



### **(8) 縦割りの活動を行っています**

令和6年度の体育祭では、1・2・3年生が同じクラスナンバーで「赤」「青」「黄」「緑」の4つの「団」を構成し、「縦割り」での種目に取り組みました。3年生の団長を中心に、学年の枠を超え、協力して競技や応援を行うことで、3年生は上級生としての自覚を持ち、1・2年生は先輩の姿を目標とできるような取組となりました。

## 2. 教育課程

### 本校の教育課程

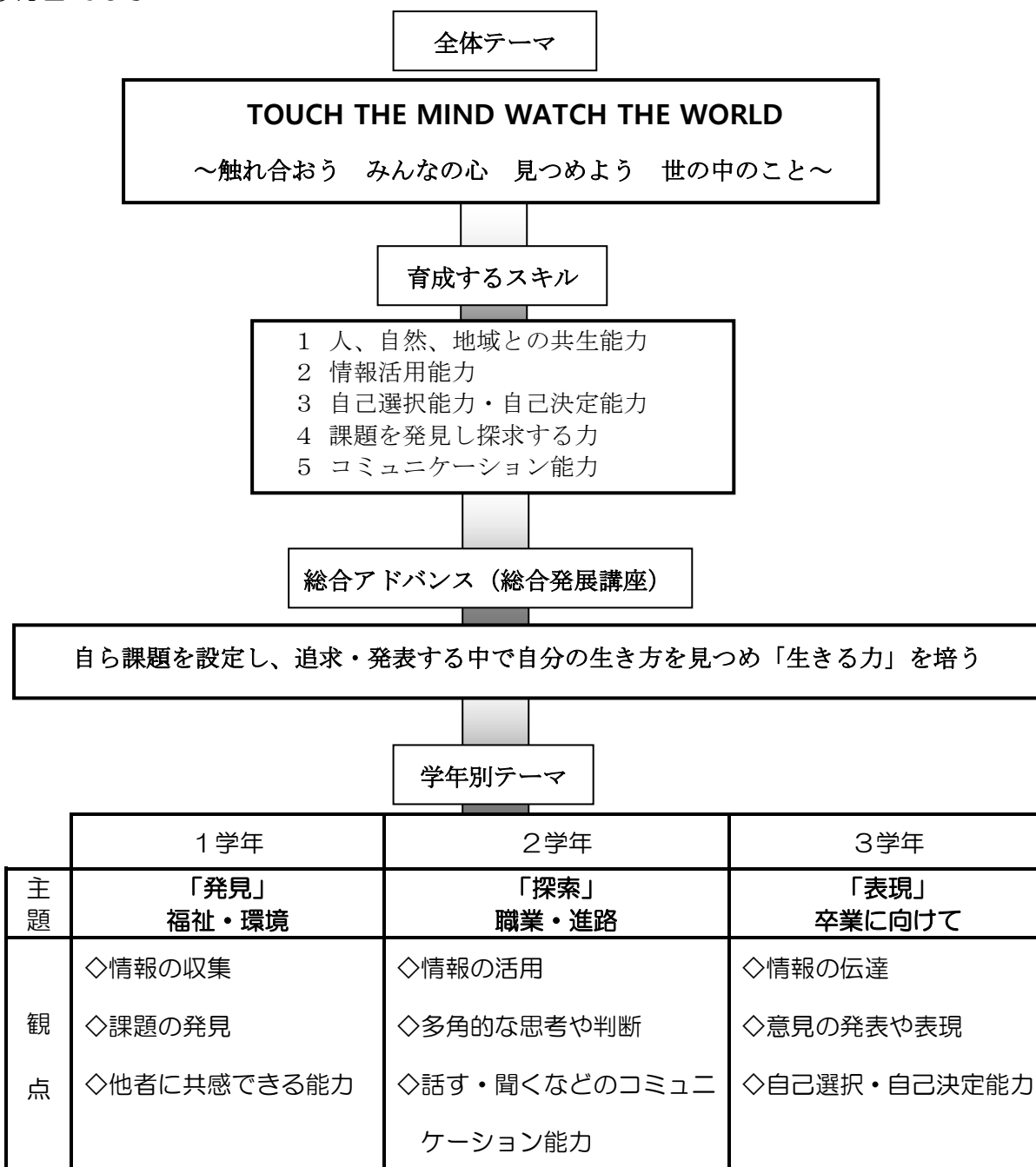
#### ①年間授業時数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	総合	活動特別	合計
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

#### ②全体構図



### ③総合的な学習



※ 上記に加えて、「人権」、「平和」、「文化・芸術」、「国際理解」の4つの領域を3年間の中で、組み込めるように各学年で検討します。



授業風景



社会見学での学習風景

## ■ 古江台中学校ブロックのABC運動

A	あいさつ	(コミュニケーションの第一歩)
B	ベル着	(時間を守る)
C	クリーン	(学習できる環境づくり)

## ■ 授業規律の教師の心構え9ヶ条

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| ①チャイム着席の指導     | ②授業のはじめと終わりの「はじめ」をつける。 |
| ③机の整理整頓の指導     | ④名前を呼んだときの返事の励行        |
| ⑤勝手に立ち歩かせない    | ⑥意見があるときは手を挙げて発言させる    |
| ⑦忘れ物をしない指導     | ⑧正しい言葉遣いの指導            |
| ⑨使用した物の後片付けの指導 |                        |

## ■ 古中ブロック「100冊の本」の取組 (中学校版 40冊)

	書名	著者		馬田書名	著者
1	アルジャーノに花束を	ダニエル・キース	21	バッタを倒しにアフリカへ	前野ウルド浩太郎
2	坊ちゃん	夏目漱石	22	チョコレート・アンダー・グラウンド	アレックス・シアラー
3	ロウソクの科学	ファラデー	23	穴	ルイス・サッカー
4	きみの友だち	重松清	24	ローワンと魔法の地図	エミリー・ロッド
5	夜のピクニック	恩田陸	25	センス・オブ・ワンダー	レイチェル・カーソン
6	きみの臓腑を食べたい	住野よる	26	わたしはマララ	マララ・ユフフザイ
7	ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー	ブレイディみかこ	27	コンビニ人間	村田沙耶香
8	ホーキング博士のスペースアドベンチャー	ホーキング	28	数の魔法	エンツェンスベルガー
9	君たちはどう生きるか	吉野源三郎	29	雪は天からの手紙	中谷宇吉郎
10	浜村渚の計算ノート	青柳碧人	30	ゾウの時間 ネズミの時間	本川達雄
11	西の魔女は死んだ	梨木香歩	31	ドラえもん短歌	枅野浩一
12	一瞬の風になれ	佐藤多佳子	32	深夜特急	沢木耕太郎
13	デフ・ヴォイス	丸山正樹	33	八朔の雪	高田郁
14	そして、バトンは渡された	瀬尾まいこ	34	武士道シックスティーン	誉田哲也
15	52ヘルツのくじらたち	町田そのこ	35	空色勾玉	萩原規子
16	かがみの孤城	辻村深月	36	タンタンタンゴはパパふたり	ジャスティン・リチャードソン
17	13歳からわかる! 7つの習慣 自分を変えるレッスン	スティーブン・コヴィー	37	りんごかもしれない	ヨシタケシンスケ
18	友だち幻想	菅野仁	38	竜馬がゆく	司馬遼太郎
19	嫌われる勇気	岸見一郎	39	山月記	中島敦
20	サラバ!	西加奈子	40	車輪の下で	ヘルマン・ヘッセ

# 3. 学校生活

## 生徒数・学級数（令和6年11月1日現在）

	1年	2年	3年	支援学級	合計
男子	77	68	77	21	221
女子	64	65	64	7	193
合計	141	133	141	28	414
学級数	4	4	4	4	16

支援学級生徒は各学年の生徒数に入っています。

## クラブ活動（令和6年度に活動しているクラブ）

体育クラブ	バレーボール部 男女バスケットボール部 水泳部 男女ソフトテニス部 野球部 サッカー部 陸上競技部
文化クラブ	家庭科部 吹奏楽部 美術部 写真部

## 校時表（令和6年度）

校時表①〔50分授業〕

予鈴	8:25
本鈴	8:30
SHR・朝読書	8:30~8:40
職員朝礼	8:40~8:50
1限	8:50~9:40
2限	9:50~10:40
3限	10:50~11:40
4限	11:50~12:40
昼休み	12:40~13:25
5限	13:30~14:20
6限	14:30~15:20
終礼・清掃	15:20~

校時表②〔45分授業〕

予鈴	8:25
本鈴	8:30
SHR・朝読書	8:30~8:40
職員朝礼	8:40~8:50
1限	8:50~9:35
2限	9:45~10:30
3限	10:40~11:25
4限	11:35~12:20
昼休み	12:20~13:05
5限	13:10~13:55
6限	14:05~14:50
終礼・清掃	14:50~

校時表③〔テスト用(休憩15分)〕

予鈴	8:25
本鈴	8:30
SHR・朝読書	8:30~8:40
職員朝礼	8:40~8:50
1限	8:50~9:40
2限	9:55~10:45
3限	11:00~11:50
昼休み	11:50~12:25
4限	12:30~13:20
5限	13:35~14:25
6限	14:35~15:25
終礼・清掃	15:25~

- ◆ 通常は校時表①(50分授業)
- ◆ 短縮は校時表②(45分授業)
- ◆ テスト(定期テスト・実力テストなど)は  
校時表③を基本とするが、その都度、連絡します。

# 主な年間行事（令和6年度）

4 月	
1 月	
2 火	
3 水	
4 木	
5 金	
6 土	
7 日	
8 月	入学式・始業式・対面式
9 火	身体測定・視力検査(全) 聴力検査(1・3年)
10 水	
11 木	尿検査1次①・ クラス写真(1限)
12 金	離任式・生徒会一斉委員会
13 土	
14 日	
15 月	クラブ紹介 仮入部開始(～4/22)
16 火	給食開始
17 水	内科検診(2年)
18 木	全国学子(3年/国教)
19 金	
20 土	
21 日	
22 月	内科検診(3年)
23 火	クラブ本入部
24 水	内科検診(1年)
25 木	心電図検査(1年)
26 金	尿検査1次②
27 土	
28 日	
29 月	昭和の日
30 火	

5 月	
1 水	生徒総会
2 木	歯科検診(3年)
3 金	憲法記念日
4 土	みどりの日
5 日	こどもの日
6 月	振替休日
7 火	避難訓練(6限)
8 水	耳鼻科検診(抽出)
9 木	眼科検診(抽出)
10 金	
11 土	
12 日	
13 月	全校集会(6限)
14 火	
15 水	
16 木	尿検査2次①(対象者)
17 金	
18 土	
19 日	
20 月	中間テスト① 修学旅行保護者説明会
21 火	中間テスト②
22 水	(Jアラート)
23 木	歯科検診(2年)
24 金	
25 土	
26 日	
27 月	
28 火	心臓2次検診(対象者)
29 水	
30 木	
31 金	

6 月	
1 土	
2 日	
3 月	
4 火	修学旅行(3年)
5 水	修学旅行(3年)
6 木	修学旅行(3年) 歯科検診(1年)
7 金	尿検査2次②(対象者) 校外学習(1・2年)
8 土	
9 日	
10 月	
11 火	
12 水	心臓2次検診 予備日(対象者)
13 木	オープンスクール①
14 金	オープンスクール②
15 土	
16 日	
17 月	全校集会(6限)
18 火	
19 水	尿検査最終(対象者)
20 木	(緊急地震速報)
21 金	
22 土	
23 日	
24 月	
25 火	
26 水	創立記念日
27 木	期末テスト①
28 金	期末テスト② 進路説明会(3年生保護者対象)
29 土	
30 日	

7 月	
1 月	
2 火	
3 水	
4 木	
5 金	
6 土	
7 日	
8 月	
9 火	
10 水	
11 木	個人懇談①
12 金	個人懇談②
13 土	
14 日	
15 月	海の日
16 火	個人懇談③
17 水	個人懇談④
18 木	個人懇談⑤
19 金	終業式
20 土	夏季休業(～8/25)
21 日	
22 月	
23 火	
24 水	
25 木	
26 金	
27 土	
28 日	
29 月	
30 火	
31 水	

8 月	
1 木	
2 金	
3 土	
4 日	
5 月	
6 火	
7 水	
8 木	
9 金	
10 土	
11 日	山の日
12 月	振替休日
13 火	
14 水	
15 木	
16 金	
17 土	
18 日	
19 月	
20 火	
21 水	
22 木	
23 金	
24 土	
25 日	
26 月	始業式
27 火	実力テスト①(3年) 宿題テスト(1・2年)
28 水	(Jアラート)
29 木	
30 金	
31 土	

9 月	
1 日	
2 月	
3 火	大阪府チャレンジテスト(3年)
4 水	
5 木	
6 金	
7 土	
8 日	
9 月	全校集会(6限)
10 火	
11 水	
12 木	
13 金	
14 土	吹田市子ども科学作品展(～16)
15 日	
16 月	敬老の日
17 火	
18 水	
19 木	
20 金	
21 土	
22 日	秋分の日
23 月	振替休日
24 火	
25 水	
26 木	学習発表会
27 金	
28 土	
29 日	
30 月	



## **規則正しい学校生活を**

学校生活を規則正しく、楽しく過ごすためには、いろいろきまりがあります。くわしくは、入学後に配付される「生徒手帳」などに書いてあります。「生徒手帳」は生徒証にもなっています。いつも携帯するようにしてください。

### (1) 制服

制服は指定のものとする。

制服上	<input type="checkbox"/> ブレザー（指定品） <input type="checkbox"/> 青（半袖・長袖）ニットシャツ（指定品） <input type="checkbox"/> 紺カーディガン（希望購入品） <input type="checkbox"/> セーター（希望購入品） <input type="checkbox"/> ベスト（希望購入品）
制服下	<input type="checkbox"/> スラックス（指定品） <input type="checkbox"/> ベルト〈黒・濃紺・茶〉（必要に応じて） <input type="checkbox"/> スカート（指定品）

### (2) 冬期防寒着（コートなど）

通学服に合う落ち着いた色や柄のものとする。部活動で指定されたものも可とする。

### (3) 靴

- 校舎内は上靴
- 通学靴は運動靴（ひも靴）
- 体育館シューズは学校指定のもの（上靴として使用しないこと）

### (4) カバン

特に指定はしない。学用品が入り、華美でないものが望ましい。

### (5) 体操服（学校指定）

- 夏期：半袖シャツ・ハーフパンツ
- 冬期：半袖シャツ・ハーフパンツ、長袖上下ジャージ

## **学習について**

- (1) 教科の学習方法や使用するノートなどについては、入学後に教科担任の先生から指示があります。
- (2) ワークブックや辞書類などは、入学後、教科担当の先生から説明を受けてから購入してください。
- (3) 入学までは、小学校での勉強をよく復習して、中学校での学習に備えてください。

## **保護者の皆様へお願い**

- (1) 予鈴（8:25）までに登校させ、欠席・遅刻の時は保護者から学校へ。さくら連絡網、または電話にて連絡をいれてください。
- (2) 昼食は  中学校給食、 弁当を持参のいずれかを選択できます。

- (3) 自転車通学・バス通学はできません。
- (4) 定められた服装で登校させてください。
- (5) 学習上必要ないものは持たせないでください（遊び道具・雑誌・貴重品・余分な金銭等）
- (6) 保護者の希望により、防犯や災害対策としてお子さんに携帯電話を学校に持たせたい場合は、指定用紙（希望者に配付）に必要事項を記入の上、担任へ提出し、本校の許可を得てからとなります。
- (7) 自転車保険に必ず加入してください。  
（部活動で他校や他施設に行く際に、自転車を使用することがあります。）

## **何かあったらまず担任に相談を**

学校は集団生活の場です。色々な個性をもった友だちや先生と過ごす中で、社会性を養うなど様々なことを学習します。そして時には人間関係がうまくいかなかったり、トラブルにあっていたりすることもあります。

もし何か問題が起こったり、気になったりすることがございましたら、遠慮なく担任に連絡してください。電話や手紙、さくら連絡網など、どんな方法でも構いません。

お気軽にご相談ください。

### **☆ わからない点がございましたらお気軽にご相談ください**

お子様が、学校の様子を多く話すことはとても良いことです。学校のことを含めて、お子様とたくさん対話してください。

しかし、時には、お子様からの情報だけでは、十分に学校や教職員の意図するところが保護者の皆様に伝わらないことがございます。また、そのことが学校不信につながることもあります。そうなる前に、学校及び担当教職員に連絡をしていただくなど、早めにご相談ください。ご家庭と学校とで連携してお子様の成長を支えていけるよう、よろしく願います。分からないことがございましたら、速やかに対応させていただきますので、ご相談ください。

### **☆ 学校全体で支援しています**

中学校では、教科担任や養護教諭、部活動顧問の先生やスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）など、担任の先生以外にも多くのスタッフでお子様の成長を見守っています。中学校時代のお子様は、思春期まただ中です。心の葛藤は小学校時代より大きく、担任だけでは対応が難しい場合もあります。このような場合、様々なスタッフで、また必要に応じて関係機関とも連携しながら、多様な対応を行っています。

保護者の皆様も担任に限らず、本校の教職員の誰でも相談が可能です。お子様の状況を見ながら、学校全体で支援していきます。

## **学校以外にもさまざまな相談窓口があります**

**吹田市立教育センター** 吹田市出口町 2-1 TEL 6388-1455  
来所相談・電話相談 いじめのなやみ相談室  
スクールセクシュアルハラスメント相談  
出張教育相談 不登校児童・生徒支援事業

**教育委員会 地域教育部 青少年室（夢つながり未来館）**  
子ども若者総合相談センター 吹田市山田西4-2-43 TEL 6816-8531

**大阪府吹田子ども家庭センター** 吹田市出口町 19-3 TEL 6389-3526  
養護相談 心身障がい相談 非行相談 健全育成相談 その他の相談

**大阪府教育センター** 大阪市住吉区刈田4-13-23  
さわやかホットライン（保護者からの相談） TEL 06-6607-7362  
すこやかホットライン（子どもからの相談） TEL 06-6607-7361

## **制服・体操服等の指定業者について**

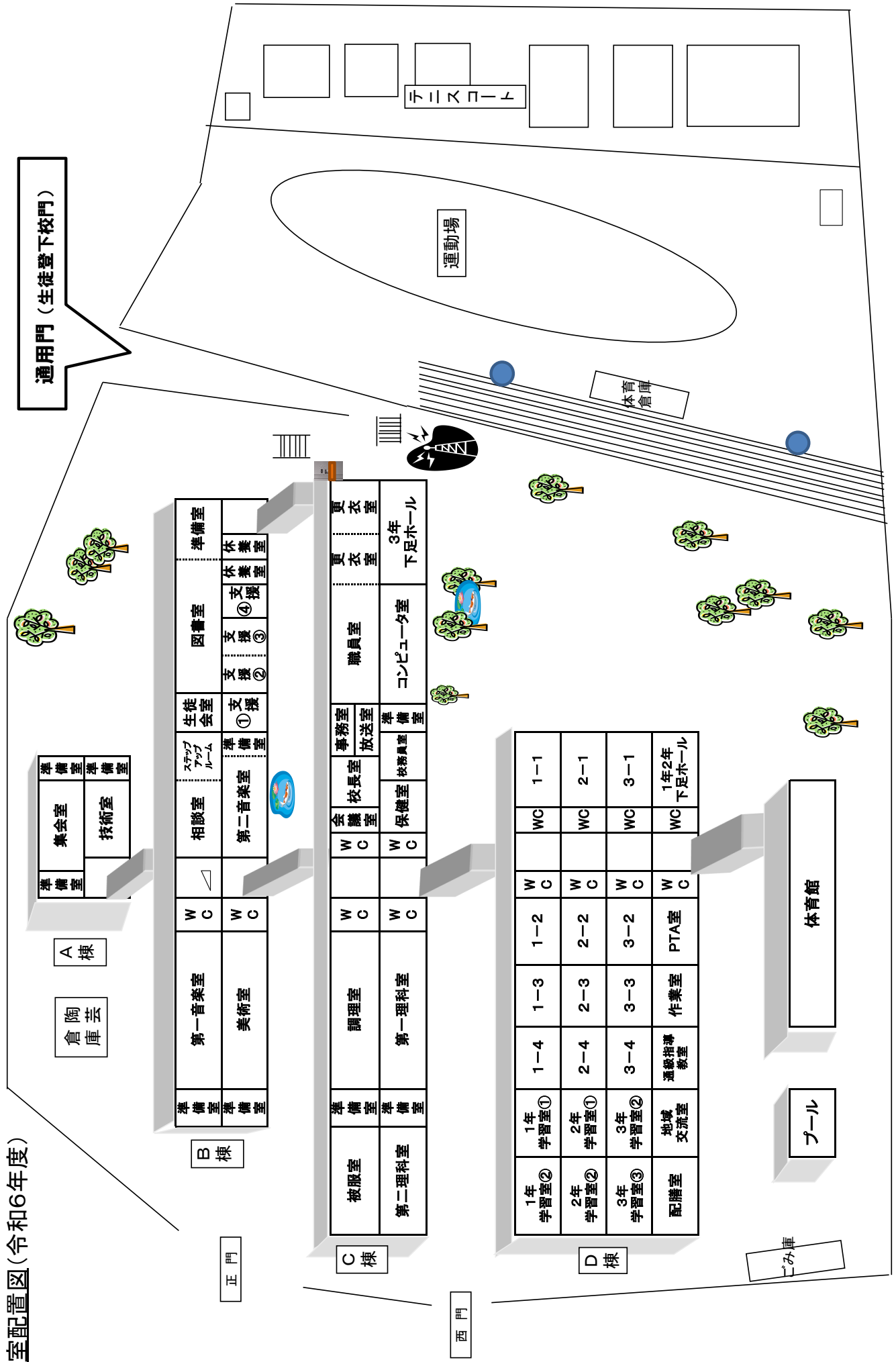
### (1) 販売業者一覧

販売店名	竹村屋学生服店	鈴ヤ	ワタナベ学生服店	谷本運動具店
所在地	吹田市 千里山西 5-3-2	吹田市 朝日町 18-13	吹田市 出口町 27-3	吹田市 元町 7-11
電話番号	06-6384-0872	06-6381-7092	06-6386-1152	06-6381-1983
営業時間	10:00~18:00	10:00~19:00	10:00~18:00	10:00~18:30
定休日	金曜日・祝日	木曜日	水曜日	木曜日
取り扱い品 (○…取り扱いあり、×…取り扱いなし)				
制服	○	○	○	×
シャツ (半袖・長袖)	○	○	○	×
体操服	×	×	×	○
体育館シューズ	×	×	×	○
水着	×	×	×	○

### (2) 校内販売について

例年3月中旬ごろの指定日に、本校にて体操服等の業者販売を予定しております。  
詳細については3月初旬ごろ、業者より案内文書を配布予定です。

教室配置図(令和6年度)



通用門 (生徒登下校門)

運動場

テニスコート

体育倉庫

正門

西門

ゴミ庫

プール

体育館

A棟

B棟

C棟

D棟

準備室	集会室	準備室
	技術室	準備室

準備室	第一音楽室	W	C	相談室	生徒会室	図書室	準備室
準備室	美術室	W	C	第二音楽室	支援①	支援②	支援③
				準備室	支援④	休養室	休養室

被服室	調理室	W	C	会議室	校長室	事務室	更衣室
準備室	第一理科室	W	C	保健室	保健室	放送室	更衣室
準備室				準備室	職員室	準備室	3年下足ホール
					コンピュータ室		

1年学習室②	1年学習室①	1-4	1-3	1-2	WC	1-1
2年学習室②	2年学習室①	2-4	2-3	2-2	WC	2-1
3年学習室③	3年学習室②	3-4	3-3	3-2	WC	3-1
配膳室	地域交流室	通級指導教室	作業室	PTA室	WC	1年2年下足ホール

## **子どもたちの健康のために（保健室から）**

保健室では、お子さまの健康面を中心に学校生活を支援しています。健康診断や身体測定、けがや病気をしたときの応急手当に加え、困ったこと、心配なことがあったときに相談できる場所です。

### **1. 体調不良の時やけがの時**

**体の調子が悪いとき**※学校では内服薬（飲み薬）は与えません。ご理解ください。

問診を行い、体温や全身状態などと合わせて判断します。

#### ①授業を受ける

教室で担任や教科担当が様子を観察します。経過をみた方が良いと思われる場合、時間をおいて再び検温など実施します。

#### ②保健室で休養

1時間程度の休養で回復の見込みがある場合、保健室で休養します。

長く休養することが必要と判断する場合、経過が長い場合は、早退を勧めます。

#### ③早退

体温だけでなく授業に参加可能かなど、総合的に判断します。担任や学年の教員、保護者の方と相談して、早退の判断や対応を進めさせていただきます。

- ・保護者の方がご在宅の場合・・・電話連絡をし、お迎えが可能な場合、来ていただき、可能でない場合、承諾を得たうえで帰宅させます。その場合、帰宅連絡を学校にするよう、お子さまへ伝えます。
- ・保護者の方がご不在の場合・・・勤務先などに連絡をお入れする場合があります。連絡が取れ、体調面や安全面で問題がなければ、帰宅させます。保健室休養の時点で、あらかじめ事前承諾をいただく場合もあります。

### **けがをした時**

①保健室で観察し手当を行います。なお、手当は学校管理下で起こったケガを対象としますので、家庭でのケガ、経過を追っての手当はできません。

#### ②早急に受診する必要があると判断した時

- ・原則として保護者の方に連絡し、ケガの報告と受診先についてご相談いたします。
- ・連絡がつかない場合、安全カードのかかりつけを優先します。診療時間外や記入がない場合等、学校判断で搬送します。ご了承ください。搬送医療機関で個別事情等がある場合、事前にお知らせください。

**【安全カード】記載内容に変更があった場合、速やかにお知らせください**

お子さまに何かあった時、適切な対応ができるよう保管しております。かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態、アレルギーに関する情報など、ご記入いただきます。

このカードは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには、保険証などの原本提示が必要です。

また、保護者の方の同意や付き添いなしに医療機関で処置してもらえないことがあります。お知りおきください。

連絡先は、自宅・勤務先・携帯電話など、緊急の際の優先順位で複数ご記入ください。

その他、配慮が必要なこと、留意してもらいたいことがございましたら、ご記入ください。

## 2. 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」について

学校管理下（授業中、休み時間、クラブ、登下校中など）で発生したケガで受診した場合、上記の制度により医療費が給付されます。担任、顧問または養護教諭まで連絡してください。

日本スポーツ振興センターは、吹田市と保護者からの掛け金・国の補助により学校管理下の災害に対して共済給付を行うものです。ほぼ折半して掛け金を支払う制度です。吹田市立小中学校では原則全員加入し、毎年契約を結びます。

### ●掛け金（来年度は未定です。今年度の例です）

掛け金（年額）920円＝市負担額460円＋**保護者負担額460円**

\*上記の金額は前年度のもので、掛け金決定額や徴収方法については、学年より後日ご案内いたします。

\*生活保護世帯、就学援助世帯は、市からの援助があります。

### ●給付金

・医療機関の場合、医療費の証明額が合計500点以上かかった時

柔道整復師の場合、証明額の合計が5000円以上かかった時

いずれも1か月だけではなく、けがが治るまでの期間の合計

健康保険適用範囲の費用の4割が給付されます。

・給付金は、保護者指定の口座へ教育委員会保健給食室から直接振り込まれます。申請から給付までおおむね3～4か月かかります。ご了承ください。

・ひとり親家庭・子ども医療費助成制度の場合は自己負担＋αが給付されます。

### ●給付期限

災害発生から2年以内に請求するものとし、10年間を期限として給付します。

※小学校で発生した災害で、中学校入学以降も通院を継続の場合、あらかじめ小学校にお知らせください。

## 3. 健康診断

小学校同様、発育や健康状態を把握し、健康な学校生活がおくれるよう「健康診断」を実施しています。学校でおこなう検診は病気の診断ではなく、あくまでも集団の中から疑いを選び出す＝スクリーニングです。（きちんとした診断を出すことはありません。）

「結果のお知らせ」を受け取られましたら、速やかに医療機関で受診をおすすめします。受診後は報告書を学校に提出してください。

●原則として、検診の結果、異常が認められた時のみ「結果のお知らせ」を配付しています。

●生徒の健康状態を知り、健康診断の手がかりになりますので、入学式でお配りする問診票などは正しく記入してください。なお、記入しにくい内容は、担任や養護教諭に口頭でお伝えください。特に、アレルギー疾患等、健康上心配なことがある場合は、どうぞご連絡ください。

## 4. 出席停止について

一覧表にあげた病気は、第2種学校感染症に指定され、医師の許可があるまで登校できません。これは定められた「出席停止」で欠席の扱いにはなりません。

登校の際は、かかりつけ医に登校可能かを判断してもらい、その指示に従ってください。

### 第2種学校感染症

病名	出席停止期間	主な症状	侵入経路	潜伏期間	好発季節
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (幼児は3日)	発熱、頭痛、腰痛、全身倦怠感、 鼻づまり、くしゃみ、たん	気道 飛沫	1～7日	冬
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで	はじめは軽い咳、のどの発赤がみられる。発病後1週間くらいからコンコンという咳が出る	気道 飛沫	6～15日	夏
麻疹 (はしか)	解熱した後 3日を経過するまで	発熱、せき、鼻水、目やに。頬の内側に白い斑点コプリック斑ができる。発熱後4日目より皮膚に発疹。	気道 飛沫	9～12日	冬～春
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	37～38℃の発熱。まず片側、ついで両側のおごの後ろが大きくはれて痛む。食欲不振、嚥下困難。	飛沫	14～21日	冬～春
風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで	発熱、発疹、耳の後ろ、首、脇の下などがはれる。せきが、でる。結膜が充血する。	飛沫 気道	14～21日	春～夏
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が かひ化するまで	水疱のある発疹が体中に次々とでる。かさぶたとなり、先にでたものから治っていく。	飛沫 気道	11～20日	冬～春
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	発熱、のどの痛み、結膜炎、 くびのリンパ節の腫れ	気道 結膜 接触、汚染物	5～6日	夏～秋
結核	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで	初期の自覚症状はなし。エックス線で発見されることが多い。疲労感、寝汗、微熱、 体重減少、肩こり、咳、痰	飛沫	1～2か月	なし
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	高熱、皮膚、粘膜の出血斑や関節炎などの症状の後、頭痛、吐き気、発疹、項部硬直などの症状。けいれん、意識障害、なども	飛沫	2～4日	

●溶連菌感染症・A型肝炎・感染性胃腸炎・アデノウイルス感染症・RSウイルス感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・感染性胃腸炎などは、法律上は「出席停止」と定められていません。しかし、感染者が多数出た場合は校医や校長の判断により、出席停止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止期間です。

※これらの感染症に罹患された(疑いも含む)場合、学校にご連絡ください。その際あるいは折り返しのお電話で、お子さまの病状や経過など詳しくお聞かせいただきます。感染拡大防止へのご理解とご協力をお願いいたします。

## 欠席・遅刻について

欠席・遅刻のときには必ず学校に連絡をしてください。次の場合には欠席扱いにはなりません。

- (ア) 学校感染症にかかったとき  
○ページに記載の通りです。
  - (イ) 臨時休業のとき  
感染症予防上必要があるときに行います。(4日程度)
  - (ウ) 親族の忌引きのとき  
父母…10日以内  
曾祖父母、伯叔父母…3日以内  
祖父母、兄弟姉妹…5日以内  
従兄弟姉妹…1日以内
- \*遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算することができます。

## 災害時の対応

### 台風の時

吹田市または吹田市を含む北大阪に  
**暴風警報**または**大雨特別警報**が発令されているとき

- I 午前7時現在で発令されているときは、登校せず家で待機します
- II 午前9時までに解除されているとき(午前9時解除も含む)は、授業がありますので、安全に気をつけて、登校します
- III 午前9時現在で解除されていないときは、学校は臨時休校となります。
- IV 生徒が登校した後に暴風警報が発令されたときは、安全が確保されるまで学校で待機しますが、校長の判断で早めに帰宅させることもあります。  
当日の天気予報にご注意いただき、各家庭で事前に相談しておいてください。

大雨・洪水警報が発令されただけでは休校になりません。  
安全に気をつけて登校してください。

### 地震の時

吹田市で**震度5弱以上**の地震が起きたとき

- 1 生徒の登校前に起こったとき、学校は臨時休校になります
- 2 登校の途中に地震が起こったとき、建物のそばなど危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、原則として登校し運動場に集合します
- 3 登校後(授業中など)に地震が起こったとき、余震に配慮し、運動場に避難します  
原則、生徒は保護者の方に迎えに来ていただいて下校します。  
ここで言う保護者とは保護者に代わる人も含みます。近所の友達の保護者に連れて帰ってもらう等も構いません。非常時にどうするかは普段から考えておいてください。迎えに来られるまで下校させずに原則として学校に  
いることとなります。
- 4 下校時に地震が起こったとき、危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、安全に気をつけて家に帰ります。

地震災害時は、電話が繋がらないことが予想されます。  
情報は校門に掲示して伝達します。  
なお、吹田市に災害対策本部が設置されます

# いじめ防止基本方針

吹田市立古江台中学校  
令和6年4月1日  
(2024年)

## (目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」可能性があり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめを絶対に許さない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

## (いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(1) 日常的に生徒の行動の様子を把握する。

(2) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。

(組織は、管理職・首席・生徒指導主事・各学年担当者・養護教諭・心理〔スクールカウンセラー〕福祉〔スクールソーシャルワーカー〕の専門的知識を有する者・その他の関係者により構成する)

(4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)

(5) 計画的に校内研修を行う。

(6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

(1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。

(2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。

(3) 言語活動を充実させ、生徒のコミュニケーション能力を向上する。

(4) 生徒会活動を活性化し、生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。

(5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。

(6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

## (早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

(1) 日常の生徒相互の人間関係を把握し、小さな兆候も教職員間で共有する。

(2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。

(3) 教育相談日(毎週火曜日)を生徒・保護者に周知を図り、相談しやすい環境を整備し、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報の収集に努める。また、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導部で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害生徒を守り、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導をする。

(1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害生徒および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。

(2) 事態の軽重に関わらず、できる限り早急に、保護者へ事実関係を伝える。

(3) 被害生徒に寄り添い、支援する体制づくりを行い、必要に応じて加害生徒を別室指導や出席停止とする。

(4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。

(5) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。

(6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)

2 重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

(1) いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。

(2) 調査チームは、被害・加害生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告する。そして、改めて、要望や意見を十分に聴取する。

(3) 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、生徒の実態に応じて計画を見直す。

## 4. 学校徴収金について (保護者に負担していただくお金)

学校教育において保護者に負担いただく費用として、「学校徴収金等」(教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・生徒会費・PTA会費)があります。

学校徴収金等は、各学校で購入する教材等を決めるため、校長が納入金額を決定します。

学校徴収金等は、口座振替(自動払込)により、吹田市教育委員会に納入していただきます。(学校に現金を持参しても納入できません。)

### ➤ 学校徴収金等の納期

期別	口座振替日(納入期限)	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

### ➤ 学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。(詳細は4月下旬にお知らせします。)

- ① 教材費 約 28,000 円(学年により異なります。)
- ② 積立金 1年生 30,000 円、2年生 35,000 円、3年生 8,000 円
- ③ 日本スポーツ振興センター掛金 460 円
- ④ 生徒会費 1,500 円
- ⑤ PTA 会費 1 家庭につき 3,000 円

※口座振替手数料は、保護者負担です。(手数料の額は取扱金融機関により異なります。)

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行(郵便局)でお支払いください。(所定の手数料(5万円未満の窓口払いの場合203円)が必要です。)

### ➤ 取扱金融機関(口座振替を利用できる金融機関)及び口座振替手数料

銀行名	池田泉州 銀行	北おおさか 信用金庫	三井住友 銀行	ゆうちょ銀行 (郵便局)	りそな銀行
手数料					
口座振替手数料	11 円	55 円	11 円	10 円	11 円

▶ 口座振替の申込手続

※吹田市立小学校から進学された方で、小学校で「学校徴収金等」の口座振替を申し込まれている場合は、引き続きその口座から振替を行いますので、お手続は不要です。

(1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

(取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。)

(2) ① Web での申込み方法 (池田泉州銀行は Web 申込みできません)

吹田市公式ウェブサイトの申込みページ (トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 学校徴収金等 > Web での口座振替の申込み) を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。(右の二次元コードからもアクセスできます。)



② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。

(金融機関の窓口にはありません。)

▶ 口座振替申込みの注意点

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

❖ その他

▶ 口座振替は、一度申込みをされると、中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続」を参照のうえ、変更後の口座につき改めて Web 申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。

▶ 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続をお待ちください。

## 5. 転出について

### 転出手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、教材費等の精算を行います。

校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを担任に連絡してください。

### 転出手続きの流れ

- ①市役所市民課または出張所で転出届けを出します。（市内転居の場合は転居届）  
※マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインでの届け出が可能です。  
吹田市外は転居予定日の約2週間前から受付  
吹田市内の場合は転居後14日以内に届け出
- ②窓口で発行された「転学(出)通知書」を本校へ提出します。  
市内転居の場合は「転学(出)通知書」「転入学通知書」の2種類発行されますのでご注意ください。
- ③本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
- ④転出先の市役所等で転入届を出します。（市外転居のみ）  
窓口の案内に従って手続きします。
- ⑤転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

### 指定校変更・区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により指定校変更や区域外就学が認められることがあります。

※ 様々な手続きが順次電子申請が可能になっています。

※ 詳しくは吹田市HPをご確認ください。  
(右のQRコードよりアクセスしてください)



吹田市HP（入学・転校の手続き）

## 6. 学生割引証の発行について

JR鉄道利用距離が100km以上の旅行の場合に、運賃が2割引きになる制度です。

学生割引証（学割証）が必要な場合、生徒手帳もしくは本校ホームページにある「学割発行願」に必要事項を記入の上、学級担任もしくは事務室に提出してください。

生徒手帳分を使い切った、家で印刷できないなどの場合、事務室にも「学割発行願」を用意しています。

学割の作成には数日かかりますので、早めの「学割発行願」の提出をお願いします。



古中HP  
(学割証の発行について)

# 7. 就学援助費制度について

吹田市立の小中学校に就学しているお子さんがいるご家庭で、制度の認定条件を満たす方を対象に、学用品費、校外活動費などの学校で必要な費用を援助しています。

認定には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは2～3月に配布する「令和7年度（2025年度）就学援助費 申請のお知らせ」をご覧ください。

## 申請時期・方法

一斉受付期間 | 令和7年4月1日（火）～5月25日（日）ただし窓口受付は5月23日（金）まで

※ 一斉受付期間後も令和8年3月31日まで随時申請を受付けますが、申請を受付けた月からの月割支給（減額措置）となります。なお、3月の申請は、原則修了式までにご利用します。

- ① 電子申請 | 吹田市ホームページから24時間申請が可能です！
- ② 郵送申請 | 学務課にご提出ください。消印日をもって申請日とします。

必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。

宛先：〒564-0027 吹田市朝日町3番402号

吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当



▲就学援助 HP

- ③ 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時30分まで

場所：吹田市教育委員会 学務課（吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階）

## 医療券（医療費援助）交付について

就学援助費を申請し、認定となった世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより（生活保護世帯は医療券のみ使用）医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電子申請し、医療券の発行を受けてください。

詳しくは就学援助ホームページをご覧ください。

受診科	医療券の対象となる疾病
眼科	トラコーマ・結膜炎（アレルギー性は対象外）
皮膚科	白せん、かいせん（水虫）、膿かしん（とびひ）
耳鼻科	中耳炎（急性、慢性、滲出性を問わず）、アデノイド 慢性副鼻腔炎（急性、アレルギー性鼻炎は対象外）
歯科	う歯（虫歯）健康保険診療範囲内。歯磨き指導等の予防処置は対象外
その他	寄生虫病（虫卵保有を含む）

## 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和7年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

### 新小学校1年生

申請期間 | 令和7年2月1日（土）から2月28日（金）ただし窓口受付は2月3日（月）から

詳しくは、令和7年1月末頃に、新入学説明会の案内に同封してあらためてご案内します。

### 新中学校1年生

中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。就学援助受給認定世帯が対象です。

◆お問合せ先：吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196（直通）

# 8. 古中よくあるご質問（FAQ）

## 1. 定期テスト

Q1 テストは年に何回ありますか？

A1 定期テスト（1学期中間・期末、2学期中間・期末、学年末）  
3年生 実力テスト（8月、10月か11月、1月）  
1・2年生 宿題テスト（8月）

今年度の場合、3年生で年間8回、1・2年生で年間6回になります。近年、このような回数で行っていますが、時期も含め今後変更することもあります。

Q2 テストの日に昼食は必要ですか？

A2 必要ありません。ただし、最終日はテスト終了後、部活動があります。すぐに部活動が始まる生徒は昼食が必要となります。部活動の開始時刻に間に合う場合は、下校して昼食後再登校している生徒もいます。また、生徒会や系の活動などで昼食が必要になる生徒もいます。

Q3 テストの結果はどのように連絡がありますか？

A3 採点終了後、生徒に答案用紙を返却しますのでご確認ください。さらにテストごとに、テスト返却後「学習の記録」をお渡しします。これには、テストを実施した教科ごとに、個人の得点と平均点を記載しています。また、この「学習の記録」を保護者に見ていただいた証として保護者確認欄にサインと押印をいただき、担任に提出していただいています。

## 2. 評価(成績)

Q4 評価(成績)はどのようにつきますか？

A4 1. 通知票の、学期末及び学年末に記載する各教科の学習の記録の「評価・評定」は、それぞれの教科の評価規準に基づく「到達度評価」とします。  
2. 各教科の評価は、「観点別学習状況」について3段階評価（ABC）とします。  
3. 各教科の評定は、観点別評価に基づき5段階評定（1～5）とします。観点や評価規準につきましては、評価説明会で配付する「評価説明会資料」に掲載します。  
4. 通知票の評価・評定は、1・2年生は1・2学期それぞれの学期、3学期は通年（1・2・3学期）で行います。また、3年生は2学期、3学期ともに1学期からの通算で行います。  
5. 評価については、1学期に保護者を対象とした評価説明会を実施しています。  
※令和6年度の評価説明会は、オンデマンド方式で実施しました。

Q5 テストの点はすべて(実力テストも)評価(成績)に反映されるのですか？

A5 テストには、中間や期末などの定期テストと、実力テストがあります。ただ、どのテストも同等に扱うか、定期テストを重視するかは、それぞれの教科で決めます。

Q6 テストの点数以外に評価の対象となるものはありますか？

A6 あります。授業での小テスト（確認テスト、単元テスト、復習テスト）、宿題やプリントや作品などの提出物、忘れ物や授業中の様子、実技教科では実技テスト、授業に関わるすべてが評価の対象となります。ただ、それぞれをどのような割合で評価に反映するかは、それぞれの教科や単元で、異なっています。評価説明会で配付する資料に「評価規準」等を記載していますので、それも参考にしてください。

## 3. 短縮授業期間

Q7 短縮授業はいつ頃ありますか？

A7 1学期（7月中旬）や2学期（12月中旬）の懇談期間等で短縮授業（午前中授業）を行うことがあります。また、学校行事に関わって実施する場合もあります。

Q8 短縮が4限目までの時、昼食は必要ですか？

A8 通常の短縮の場合、4限終了後、終礼、掃除をして下校になります。そのため昼食は必要ありませんが、午後からも部活動や生徒会活動等により学校で活動する生徒もいるため、給食を利用できるようにしています。また必要に応じて昼食を家庭より持参いただくこともあります。

Q9 短縮授業期間中に部活動はありますか？

A9 部活動の実施は認めています。有無については担当教職員と確認をしてください。ただし、事件、事故や警報等の発令など臨時的な状況による短縮のときは、部活動を中止する場合があります。

## 4. 部活動

Q10 生徒は全員部活動に所属するのですか？

A10 部活動の参加・所属は希望制です。また、複数の部には所属できません。

Q11 部活動の活動時間は？

A11 各部活動によって終了時間は多少異なります。普段の日は、授業終了（掃除終了）から1月～10月は18：30、11月～12月は18：00を完全下校時刻としています。

Q12 夏休み、冬休みの活動時間は？

A12 原則8:25～17:00までを基本とし、部活動基本方針にのっとっての活動となります。この時間帯の中で、部ごとに開始時刻・終了時刻を決めて活動しています。なお、部によっては、早朝の涼しい時間帯に活動したり、試合などで遠方に出かけたり、この時間帯より帰宅が遅くなることもありますが、保護者には前もって顧問から連絡するようにしています。

Q13 新しく部活動を作ることは可能ですか？

A13 部活動を新設するためには、①活動に参加し、団体として公式戦に出場できる部員がいること、②安全に活動できる場所を確保できること、③指導できる教職員が顧問となることの3つの条件がそろうことが必要です。また、現在、本校で活動している部活動も、今後教職員の異動等で顧問がいなくなると、存続が難しくなることが想定されます。生徒たちにとっては、部活動を幅広く選択できるようにすることが望ましいですが、新しく部活動を立ち上げるのは厳しいのが現状です。

## 5. 行事

Q14 「古中バンブーフESTA」ってなんですか？

A14 令和5年度まで総合的な学習の時間の取組みの発表の場として実施していた「古中学習発表会」を令和6年度から「古中バンブーフESTA」と銘打ってリニューアルし、日々の授業や部活動等、文化的な取組みの発表の場として9月に実施しています。令和6年度は、1年生は「福祉」、2年生は「万博」をテーマにした舞台発表と展示発表、3年生は「表現」をテーマにした学年劇を行いました。また、支援学級や各教科や文化クラブの取組についても展示発表を行いました。

Q15 古中学習発表会、体育祭やオープンクールは保護者が参観することは可能ですか？

A15 ご覧いただくことはできます。ただし、本校ではすべての行事は授業の一環として実施していますので、行事の進行や生徒の活動の妨げになるようなことのないよう、ご理解ご協力をお願いします。また、来校される際には、保護者証の着用などにご留意下さい。自動車の乗り入れはできません。

## 6. 学校生活

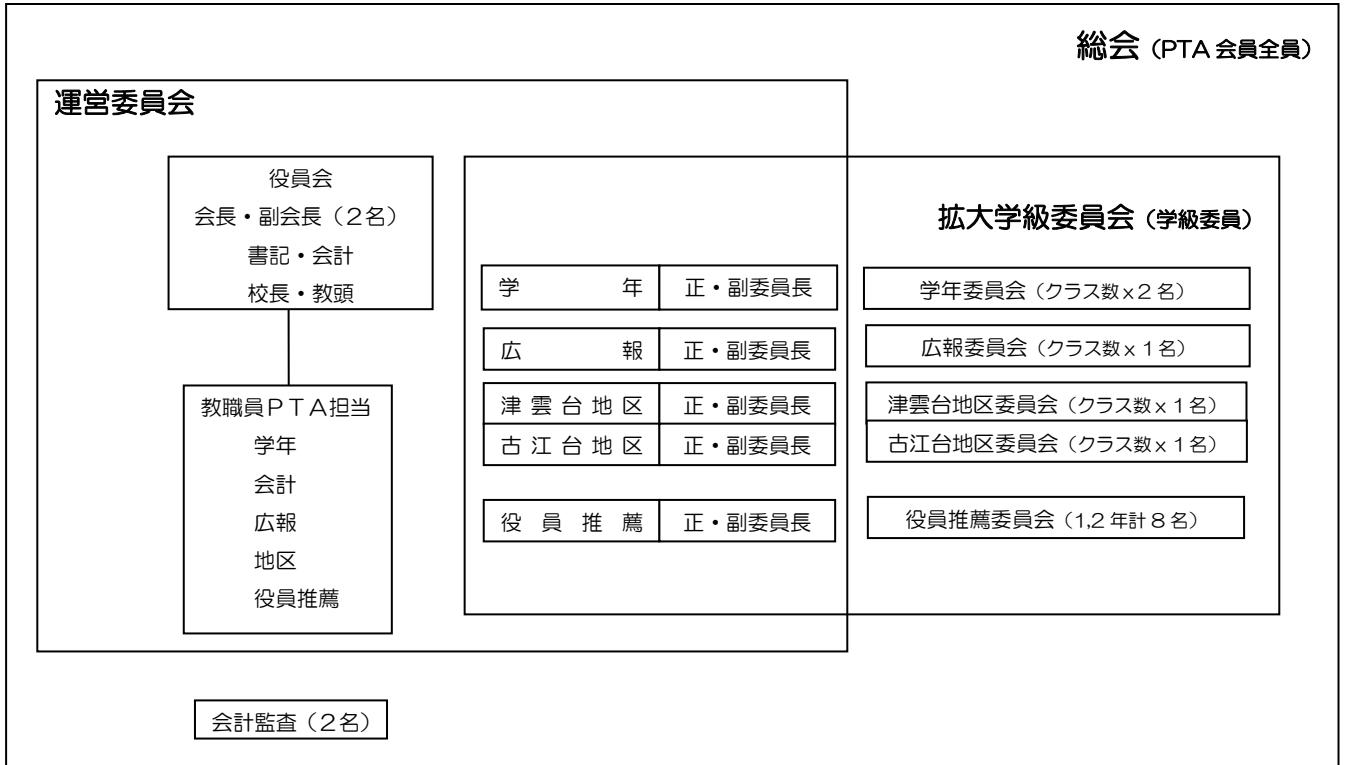
Q16 学校に忘れ物をした時、どのような服装で取りに行けばいいですか？

A16 放課後や休みの日でも、制服か体操服で来て下さい。土日や夏休み中などに部活動で登校するとき、顧問の指示により部活動のユニフォームや練習用の服装で登校することもできます。

## 9. 古江台中学校PTAについて

PTAは、生徒の保護者と教職員で構成された会で、保護者と教職員が協力して子どもたちの健やかな成長を願い、生活面や教育面で環境を整えるよう活動している団体です。

### 古江台中学校 PTA 組織図



各委員会は、主に次のような活動を行っています。

学 年 委 員	学級での会員の意見のとりまとめや、学年間の連絡、先生との連絡をとるなど、PTA活動の基礎となる委員会です。また生徒及び会員相互の親睦と福利厚生をはかり、文化厚生の向上に努めています。	定例会 卒業式準備、講演会・講習会・ 社会見学の企画、高校説明会開催 など
広 報 委 員	会員に学校やPTA活動の情報を伝え、意見の交換などを行います。新聞は他校にも送られ、情報交換に役立っています。	定例会 PTA新聞発行 など
地 区 委 員	生徒の校内外の安全をはかり、地域との連携につとめ、快適な学習環境作りに努めています。	定例会 校区パトロール実施 地域行事の手伝い など
役 員 推 薦 委 員	次年度本部役員の選出を行います。	定例会、 推薦活動、地域行事の手伝いなど

※ その他「校内外清掃」「体育祭PTA競技」「PTA本部だより発行」「ネットコムフェスタ出店」などの、企画・活動を行っています。

※ 令和6年度は、定例の運営委員会後、PTA 役員限定で各学年すべての授業参観を行いました。

## 吹田市立古江台中学校 PTA 規約

### 第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は吹田市立古江台中学校 PTA という。
- 第2条 この会の事務所を吹田市立古江台中学校内におく。

### 第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は会員が協力して家庭、学校及び社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的をとげるために次の活動を行う。
1. 学校と家庭との連携を強化し会員相互の研修と親睦を図る。
  2. 学校及び地域と協力し生徒指導と教育環境の充実と向上を図る。
  3. その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

### 第3章 方針

- 第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従う。
1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。ただし、いずれも、その支配、干渉を受けない。
  2. 特定の政党、宗教に偏ることなく、又、営利を目的とする行為は行わない。
  3. 学校の教育方針、人事及び管理には干渉しない。

### 第4章 会員

- 第6条 この会の会員は次のとおりとする。
1. 本校に在籍する生徒の保護者
  2. 本校の教職員
- 第7条 この会への入会は次のように定める。
1. 本会への入会は、任意に所定の届出書を提出することによる。
  2. 転出・卒業等により会員資格を失う者は、自動的に退会とし退会届出書の提出は不要とする。
- 第8条 この会の会員は会費を納めるものとする。保護者は1家庭あたり月額250円、教職員は1人あたり月額250円の会費とする。
- 第9条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

### 第5章 経理

- 第10条 この会の経費は、会費、寄付金その他でまかなう。
- 第11条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて支出される。
- 第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

- 第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第6章 役員

- 第14条 この会の役員は次のとおりとする。
1. 会長 1名
  2. 副会長 2名
  3. 書記 2名 (内1名は教職員)
  4. 会計 2名 (内1名は教職員)
- ただし、役員は他の役員、会計監査、その他の委員を兼ねる事ができない。
- 第15条 役員は4月1日より就任し、任期は1年で、原則として再任をしない。
- 第16条 公選による公職者及びその立候補者は役員及び会計監査になることができない。
- 第17条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は会務を総理し、この会を代表する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  3. 書記は会の記録を作成し、その庶務を掌握する。
  4. 会計は会の経理事務にあたり、財産を管理する。

### 第7章 会計監査

- 第18条 この会の経理を監査するために2名の会計監査をおく。会計監査は、原則として前年度の副会長と会計が候補者となる。ただし、やむをえない場合はこの限りではない。
- 第19条 会計監査は必要に応じ、随時会の経理監査を行い、その結果を運営委員会及び定期総会に報告する。
- 第20条 任期は役員に準ずる。

### 第8章 教職員

- 第21条 教職員は、学校運営並びに教育上、役員会、各種委員会に出席して意見を述べることができる。

### 第9章 機関

- 第22条 この会を運営するため次の機関を置く。
1. 総会
  2. 運営委員会
  3. 役員会
  4. 委員会 (学年委員、広報委員、地区委員、役員推薦委員)
- 第23条 総会は次のとおりとする。
1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
  2. 総会は定期総会または臨時総会とし、会長が招集する。

3. 総会の議長はその都度役員以外の会員の中から選出する。
4. 定期総会は1学期と3学期の年2回とする。
  - (1) 1学期の定期総会は前年度の活動報告及び収支決算・監査報告並びに承認と、本年度の活動計画及び収支予算の提案並びに議決、その他重要な事項について審議を行う。
  - (2) 3学期の定期総会は次年度の役員及び会計監査の選出、その他重要な事項について審議を行う。
5. 臨時総会は運営委員会が必要と認められた時、その他、会員の1/10以上の要求があったとき開くことができる。
6. 総会は会員の現在数の1/5以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
7. 総会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
8. 総会は校長及び会長の判断により書面総会とすることができる。

第24条 運営委員会は次のとおりとする。

1. 運営委員会は役員全員、各委員会委員長及び副委員長並びに、校長、教頭、首席をもって構成される。
2. 運営委員会は定例会または臨時会とし、会長が招集し、会長又は副会長が議長となる。
3. 定例運営委員会は各委員会から提案された活動及びそれに伴う予算を討議し、また総会に提案する議案作成、その他の必要な事項の処理を行う。
4. 臨時運営委員会は会長が必要と認められたとき、または構成員の1/4以上の要求があったときに開くものとする。
5. 役員、会計監査に欠員が生じた場合は、臨時運営委員会において新任者を選出する。任期は前任者の残任期間とする。
6. 運営委員会は構成員の1/2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
7. 運営委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。

第25条 役員会は必要に応じて会長が招集し、会の運営等について協議を行う。

第26条 委員会は次のとおりとする。

1. 学年委員会は学年全般についての問題を検討、討議し、生徒と会員の教育・文化に関する活動を行う。
2. 広報委員会は会員相互の理解を深めるために広報に関する事項を行い、機関紙などの発行をする。
3. 地区委員会は学校と地域の連携と各地区会員の相互連絡を目的とし、地域における生徒の生活指導につとめる。

4. 役員推薦委員会は、役員選出に関する一切の業務を行う。役員候補者及び会計監査候補者を、それを選出する総会の1週間前までに文書で会員全員に告示する。ただし、書面総会とする場合は、総会資料の配付と同時に告示することも可能とする。なお、役員推薦委員は、原則として、次年度の役員候補者を兼ねることはできない。

## 第10章 個人情報取り扱いに関する基本方針

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 第11章 細則

第28条 この会の規約の施行又は運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決によって定める。運営委員会は細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第29条 この規約は、総会において出席者の2/3以上の賛同があれば改正することができる。ただし、改正案は総会開催の1週間前までに会員全員に知らせておかなければならない。なお、書面総会とする場合は、総会資料の配付と同時に告示することも可能とする。

## 細則

### 第1章 委員の選出

第1条 委員の選出は次のとおりとする。

1. 委員は、会員の総意が反映する方法により選出され、協議の上、各委員会に属するものとする。
2. 学年委員、広報委員は全学年全会員から選出する。地区委員は、全学年全会員から古江台・津雲台地区毎に選出する。役員推薦委員は1、2年生全会員から古江台、津雲台の地区毎に選出する。
3. 各委員の人数は、学級数に応じて役員会で決定する。
4. 地区毎に委員の補欠を選出することができる。

第2条 各委員会は互選により委員長・副委員長を各1名選出する。副委員長は委員長を補佐し必要に応じてそれを代行する。

第3条 次の者は選出対象から外れる。

1. 役員経験者は、以後、委員の選出から外れる。また各委員の委員長・副委員長経験者は、以後、委員長・副委員長選出対象者から外れる。
2. 吹田市PTA協議会広報部会の役員経験者は、以後委員選出対象から外れる。この場合、役員とは部会長、副部会長、書記、会計を指す。

第4条 委員は、4月30日までに選出され、任期は当該年度末までとするが、次年度の委員を選出するまで、その任を負う。ただし、第3学年の委員は年度末までとする。

## 付則

この規約及び細則は昭和47年4月1日から施行する。

この規約は昭和48年3月一部改正する。

この規約は昭和49年5月一部改正する。

この規約及び細則は昭和52年12月一部改正する。

この規約は昭和55年4月一部改正する。

この規約は昭和56年3月一部改正する。

この規約及び細則は昭和57年3月一部改正する。

この細則は昭和59年3月一部改正する。

この規約及び細則は昭和61年3月一部改正する。

この規約は平成2年3月一部改正する。

この規約及び細則は平成6年3月一部改正する。

この規約及び細則は平成11年2月一部改正する。

この規約及び細則は平成14年3月一部改正する。

この規約及び細則第2章第9条は平成16年2月一部改正する。

この規約及び細則第2章第3条は平成21年2月一部改正する。

この規約及び細則、内規は平成22年2月一部改正する。

この規約及び細則、内規は平成23年2月一部改正する。

この規約及び細則第1章第1条は平成25年6月一部改正する。

この規約は平成26年2月一部改正する。

この内規は平成26年11月一部改正する。

この規約及び細則、内規は平成27年2月一部改正する。

この細則は平成28年11月一部改正する。

この規約は平成30年2月一部改正する。

この規約及び内規は平成30年12月一部改正する

この細則は令和元年9月一部改正する。

この細則は令和3年2月一部改正する。

この規約は令和4年2月一部改正する。

この規約及び細則、内規は令和5年2月一部改正する。

この規約および細則は令和6年2月一部改正する。

# 内規

## 第1章 古江台中学校 PTA 慶弔内規

種類	対象	金額
死亡	教職員、会員、生徒	弔旗+香典5000円

- 香典を辞退された場合は、弔旗を掲げてよいか確認する。  
弔旗は学校保管。

## 第2章 委員選出規定内規

古江台中学校 PTA 規約細則に基づき、委員の選出方法を定める。  
変更の必要を運営委員会で認めた場合は改正する。

### 第1条 委員経験

1. 生徒1人につき、1回委員をすることを原則とする。ただし、任期中に委員の活動に全く協力的でなかった場合は、委員経験として認められない場合がある。
2. 在籍する生徒が複数名の場合、上の学年の生徒について委員履歴がない場合は、下の学年の生徒について委員に立候補することはできない。

### 第2条 委員選出

1. 古江台・津雲台地区別の選出（地区、役員推薦、補欠）を行い、その後、学年単位の選出（学年、広報）を行う。
2. 選出は全て立候補を優先する。立候補多数の場合は、抽選で委員を選出する。
3. 立候補者が委員数に満たない場合は、抽選で委員を選出する。委員に選出された後は、辞退することはできない。

### 第3条 委員免除

1. 事情により委員を引き受けられない場合は、「委員選出届出用紙」にて事前に申請する。
2. 免除の認否は、役員が検討し判断するが、必ずしも承認されるとは限らない。委員免除は原則として当該年度のみ有効とする。
3. 委員選出後に、委員を引き受けられない事情が発生した場合は、役員で検討し判断する。

### 第4条 補欠

1. 補欠は、抽選で選出し、順位を決め、各委員に欠員が生じた場合、順位の若い方から着任する。選出後は、辞退することはできない。

## 第3章 本部役員内規

### 第1条 卒業式の列席について

1. 永久免除対象の役員経験者（本部・市P役員）は最前列での参加が認められる。ただし1家庭につき1人までとする。

## 個人情報取扱方法

### 目的

第1条 この個人情報取扱方法は、古江台中学校PTA（以下「本会」）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

### 指針

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 周知

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

### 利用目的

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員名簿等の作成
- (4) 役員推薦活動及び地区委員活動のための連絡
- (5) 委員選出
- (6) その他 PTA 活動に利用する

### 個人情報の取得

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) 住所
- (4) 在学生の氏名・学年・クラス
- (5) その他必要とするもので同意を得た事項

\*前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

### 同意の取り消し

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目またはすべての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等としてすでに配布しているものについては、削除を連絡することでこれに替える。

### 管理

第7条 個人情報は、本会会長を管理責任者、本会役員を取扱者とし、適正に管理する。

不要となった個人情報は、適切かつ速やかに廃棄する。

### 保管

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

### 第三者提供の制限

第9条 本会は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 第三者提供に係る記録の作成等

第10条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

### 第三者提供を受ける際の確認等

第11条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名第三者が個人情報を取得した経緯  
提供を受ける対象者の氏名
- (2) 提供を受ける情報の項目
- (3) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- (4) 特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

### 秘密保持義務

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせる、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

### 情報開示等

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

### 漏えい時等の対応

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会会長及び役員に報告する。

### 研修

第15条 本会はPTA役員に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

### 附則

本取扱い方法は、平成30年2月22日より施行する。

なお、この取扱い方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員で協議・検討し、改定することができる。取扱い方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

平成30年7月9日一部追加

## 吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

### 吹田市教育ビジョン

#### 教育理念

「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」

#### 基本目標1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～

#### 基本目標2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働しともに歩む教育～

#### 基本目標3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを支援する教育環境～

## 人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

### スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・相手の立場に立って考えること
- ・ものごとを公平にみること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと

保護者のみなさまへ

# 不安や困りごと、ありませんか？

～不登校は誰にでも起こり得ることです～



## 学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

## 子供への接し方が分からない

- 子供に学校に行くよう働きかけてよいか
- 学校に行かない(行けない)理由を聞いてよいか
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない
- 家庭学習を続けるべきか
- 誰にも相談できない

## 心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけないのでは
- このままでは将来、進学や就職ができないのでは

気軽にご相談ください



吹田市 不登校ポータルサイト

開設しています



不登校は誰にでも起こり得ることです。しかし、実際に自分の子供が学校へ行かなくなったら「ずっと行けないままだったらどうしよう?」「将来どうなるのだろうか?」と不安を感じると思います。『吹田市不登校ポータルサイト』では、子供たちの社会的な自立に向け、相談や支援・行政の取組みなど様々な情報につながりやすいよう、各種相談支援の概要やリンク等を掲載しています。

吹田市教育委員会

## 学校での相談・支援

学校には相談できる各専門家がいます。登校という結果のみを目標にするではありませんが、まずは担任を含めた学校へご相談ください。

### 出張教育相談員/ スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みを相談することができます。臨床心理士や公認心理師などの資格を有しており、小・中学校とも、出張教育相談員、またはスクールカウンセラーが週1回程度派遣されています。

### スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒やその保護者に対し、福祉的な支援をコーディネートする専門家です。必要に応じて福祉の窓口へつないだり、手続きの補助をすることもあります。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有しており、各小・中学校に週1回程度配置されています。

いずれも、相談を希望される場合は  
在籍している学校へご連絡ください。




## 吹田市の不登校相談・支援

名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市長 教育センター  (令和6年4月に 佐竹台1丁目6番3号 へ移転しました。)	不登校や情緒、発達、いじめ等で悩んだり困ったりしている子供や保護者からの相談(電話相談・来所相談)	TEL: 06-6170-1579※来所相談は要予約 時間: 平日及び第3日曜日の9:00~17:00 来所相談のみ、木曜日は21:00まで可 所在地: 佐竹台1丁目6番3号
	個別または小グループでの活動や学習を行う「教育支援教室」の開室/家庭訪問活動	学校を通して申込み (教育センターの移転と併せて、「教育支援教室」も令和6年4月から佐竹台1丁目6番3号へ移転しました。)

## その他の相談・支援

『吹田市不登校ポータルサイト』で紹介している内容の一部を掲載しています。

	名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市	子ども・若者総合相談センター ぷらっとるーむ吹田 (青少年室)	悩みを抱える子供・若者(39歳まで)とその家族を対象とした相談・支援	TEL: 06-6816-8534 時間: 月~土10:00~20:00(日祝は要予約) 所在地: 山田西4-2-43ゆいぴあ(吹田市子育て青少年拠点 夢つながり未来館)2F
	こども発達支援センター 地域支援センター	発達や療育についての相談や支援	TEL: 06-6339-6103 時間: 月~金 9:00~17:30 所在地: 片山町2-11-40
	子育て政策室	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所受給者証交付手続き	TEL: 06-6170-7224 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 泉町1-3-40 吹田市役所 低層棟 2F
	地域保健課	こころの健康相談: 精神保健福祉士、保健師等が相談に応じる(家族からの相談も可)	TEL: 06-6339-2227(面接は予約制) 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 出口町19-3(吹田市保健所内)
	家庭児童相談室	子育てや養育に関する相談 子育て短期支援(短期入所生活援助や夜間養護等)	TEL: 06-6384-1472 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 出口町19-2 吹田市立総合福祉会館
	生活福祉室	生活困窮世帯の子供とその保護者に対する生活や養育に関する支援 高校等への進学に向けた学習支援	TEL: 06-6384-1350 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 泉町1-3-40吹田市役所 低層棟1F
	障がい福祉室	障がい福祉サービスの利用に関する相談	地域の身近な相談窓口として、市内6ブロックに障がい者支援センターを設置。詳細は右記。 
大阪府	さわやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般(保護者専用)	TEL: 06-6607-7362(さわやかホットライン) 06-6607-7361(すこやかホットライン) 時間: 平日9:30~17:30 所在地: 大阪市住吉区苅田4丁目13-23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室
	すこやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般(子ども専用)	
	すこやか 教育相談24	不登校を含めた教育相談全般(時間外対応)	TEL: 0120-0-78310 (平日の上記相談時間以外や土日祝日)

お問合せ先

吹田市教育委員会 学校教育室 子供支援グループ  
(所在地: 吹田市朝日町3-415)

TEL 06-6155-8192

FAX 06-6155-8872



※本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

\* 片小ナビ ～保護者のための片山小学校ガイドブック～

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

\* 吹田市立小学校～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

製 作

吹田市立古江台中学校

吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和7年（2025年）2月6日